

新たな地域資源等を活用した体験コンテンツ造成業務

仕様書

1. 業務名称

新たな地域資源等を活用した体験コンテンツ造成業務

2. 業務目的

阪南市は、関西国際空港から電車で 20 分の至近の距離にあり、大阪市内からも 40 分で訪れることができる位置にありながら、観光誘客に対し①知名度不足、②観光インフラ（受入体制）の未整備、③情報発信不足等、その利点を十分に活用できていないなどの課題がある。

そこで、本業務は国土交通省観光庁所管の「地域観光新発見事業」の採択を受けて、2025 年大阪・関西万博の開催を受け益々増加するインバウンドや、関西を訪れる国内旅行者に向けて、（一社）阪南市観光協会や阪南市商工会をはじめとする阪南市内の観光事業者が連携をし、これまで活用できていなかった地域資源の掘り起こしや、既存資源の十分な磨き上げを行い、新たな観光コンテンツを造成することで、観光消費促進と地域経済の活性化を図ることを目的とした事業を行う。

3. 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

4. 業務内容

（1）新たな体験コンテンツの造成

①. 基本事項

阪南市のこれまで活用できていなかった地域資源を掘り起こし、あるいは、既存の資源を用いて十分な磨き上げを行い、阪南市の魅力が詰まった新たな観光コンテンツを造成すること。

②. 業務内容

ア. 造成コンテンツ：3 件以上（インバウンド向けまたは国内旅行者向け）

イ. ターゲット：関西国際空港を利用する主に東アジア出身のインバウンド、または来阪した国内旅行者

ウ. 下記施設及び事業者と連携した体験コンテンツを造成すること。

- i. 本願寺 尾崎別院
- ii. 浪花酒造（有）
- iii. 青木松風庵 月化粧ファクトリー
- iv. 阪南市文化協会
- v. （一社）阪南市観光協会
- vi. 阪南市商工会（匠の ippin）

エ. 旅ナカの隙間時間でも楽しめるような短時間で行えるコンテンツも含めること。

オ. 本事業がスムーズに遂行するよう、連携事業者と月 1 回以上の打ち合わせを行うこと。

- カ. 事業終了後もコンテンツの販売から実施までが継続して行えるよう、事業期間内に事業者と調整を行い、事業のスキームを確立すること。
- キ. 十分な現地調査を行い、阪南市の特徴（観光資源の立地、２次交通等）を考慮した上で造成すること。

（２）モニターツアーの実施

①. 基本事項

（１）で造成した全てのコンテンツについて、モニターツアーを実施しアンケート結果等の検証を行い、実用化に向けたさらなる磨き上げを行うこと。

②. 業務内容

- ア. 実施時期：令和６年１２月頃：各コンテンツ同日開催
- イ. 参加者：５名以上で実施すること。また参加者の募集、選定については阪南市と協議の上行うこと。
- ウ. モニターツアーの実施にあたり、参加者との連絡調整、交通の手配、食事、通訳ガイド、資料準備、その他モニターツアーを円滑に進めるための一切の手配及び運営を受託者が責任をもって受託費用内で行うこと。
- エ. モニターツアー中のコンテンツの実施にあたり、訪問先となる事業者、また連携事業者との調整を行うこと。
- オ. モニターツアーの様子を写真及び動画にて撮影し、今後のプロモーションにも使用できるようデータを納品すること。また、併せて撮影許諾も署名等で取得すること。
- カ. モニターツアーの参加者に対してコンテンツ等に関するアンケートを実施し、集計・分析を行いさらなる磨き上げにつなげること。また、アンケート内容は阪南市と協議の上決定すること。
- キ. モニターツアー期間中における怪我・事故等に対応する保険に加入するなど、参加者の安全確保につき対応すること。その上で、行程中に生じる怪我や物損等についての参加者の個人責任の範囲について、参加者に対しあらかじめ説明し、同意を得ておくこと。

（３）受入環境整備

①. 基本事項

造成した各コンテンツにおいて、スムーズな受入が行えるよう環境整備を行うこと。インバウンド向けコンテンツの場合、英語は必須とし、繁体字、簡体字、韓国語については阪南市と協議の上決定すること。また、校閲はその言語に長けた出身者等が行うこと。

②. 業務内容

【インバウンド向け】

- ア. 造成したコンテンツの説明ツールの作成
- イ. 翻訳機の導入：１０台以上
- ウ. 事業終了後のコンテンツ販売を見据え、コンテンツ実施に必要な物品、備品等を整備すること。
- エ. その他、阪南市、連携団体と協議の上必要な環境整備を行うこと。

【国内旅行向け】

- ア. 事業終了後のコンテンツ販売を見据え、コンテンツ実施に必要な物品、備品等を整備すること。
- イ. 各コンテンツに必要な環境整備を行うこと。

(4) 造成したコンテンツのタリフ作成と販売整備

①. 基本事項

造成したコンテンツの参加者や事業者等から得た商品性の評価を踏まえて、コンテンツのブラッシュアップを行い、全てのコンテンツのタリフを作成すること。加えて、販路について整備を行い、販売戦略を構築し、(一社) 阪南市観光協会 HP や、海外または国内 OTA にて販売すること。

②. 業務内容

ア. コンテンツタリフの作成

実証結果を踏まえ、コンテンツタリフを作成すること。なお、項目については、提案の上阪南市と協議すること。

イ. 販売整備及び戦略構築

- i. (一社) 阪南市観光協会と連携して、本事業終了後も継続的に販売を行えるよう整備すること。
- ii. その他海外または国内 OTA で販売すること。: 1 社以上
- iii. 泉佐野保健所管轄内の宿泊施設に宿泊客へのコンテンツ案内交渉を行うこと。
最低 15 施設以上への提案。(阪南国際ホテル、スカイドーム阪南は必須とする。)

(5) 情報発信・プロモーションの実施

①. 基本事項

旅マエ、旅ナカで放送メディア、パブリシティ、航空会社や周辺ホテル等も含め、効果的な情報発信を行えるよう、動画、写真及びポスター、パンフレット、フライヤー等の情報発信素材を制作し、国内外に発信すること。

②. 業務内容

ア. 情報発信素材の制作

- i. (必須) 各コンテンツ実施風景の動画制作(長さ、本数は阪南市と協議の上決定すること。)
- ii. (任意) 造成したコンテンツの魅力が十分に伝わるランディングページを制作すること。
- iii. 制作した動画の QR コードが記載されたチラシを制作すること。

イ. 情報発信の実施

- i. 動画放映について、旅マエ、旅ナカにおける、最も効率的なプロモーション方法を提案し、実施すること。また、具体的な内容は阪南市と協議の上実施すること。
- ii. 旅ナカにおいて、近隣宿泊施設と連携し、動画の QR コードが記載されたチラシを宿泊客に紹介いただくこと。(承諾の交渉も含む) また、紹介方法は阪南市と協議の上決定すること。

(6) その他独自提案について

上記業務内容について、それぞれ独自提案があるものが望ましい。

5. K P I

事業による成果を評価できるよう、次の項目をK P Iとして設定することから、受託者は達成に向けて、業務委託の内容に加え、創意工夫すること。

(1) アウトプット

- ①. 事業終了後も各事業者が継続して実施ができるコンテンツを（一社）阪南市観光協会HPやOTAサイト等で販売すること：3件以上
- ②. モニターツアー参加者数：1回5名以上
- ③. 宿泊施設との連携交渉数：15施設以上（阪南国際ホテル、スカイドーム阪南は必須とする。）

(2) アウトカム

- ①. モニターツアー参加者満足度：80%以上※
※4段階評価（1・不満／2・やや不満／3・満足／4・かなり満足）で満足以上の%
- ②. 宿泊施設の連携承諾率：30%以上

6. 業務の進め方

- (1) 事業者選定後、事務局に交付申請を行い交付決定を受けた後、その内容にもとづき契約を締結するものとする。
- (2) 受注者は、本業務に先立ち、事業実施計画、実施体制計画、業務スケジュール等を契約日から10日以内に作成し、阪南市の承認を得て業務を実施すること。
- (3) 受注者は、阪南市が業務の進捗状況を把握するために資料等を要求した場合は速やかに対応すること。また、阪南市や関係団体の要請に応じて別途開催される会議がある場合には必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。
- (4) その他、観光庁「地域観光新発見事業」の公募要領、Q&A集、マニュアル等を遵守するとともに、観光庁から指示される事項について、阪南市と協議の上実施すること。

7. 成果品の提出

(1) 成果品

①. 業務報告書

本業務での実施結果を踏まえ、阪南市における消費拡大につながる魅力的な観光コンテンツの造成を図るための提言をまとめた報告書を提出すること。（開発コンテンツの実施状況、タリフ等を含む）2部（A4ファイル形式）

②. 同報告書の電子データ1部

（CD-ROM又はDVD-ROM、修正・印刷が可能な様式で納品）

③. 本事業において撮影した写真や動画、Adobe Illustratorにて制作した再編集可能なレイアウトデータを②と併せて提出すること。

④. その他発注者が必要と認める書類

(2) 契約不適合があった場合

受注者は、本業務完了後であっても成果品に契約の内容に適合しないものが発見された場合、発注者に不相当な負担を課すものでないときには、速やかに発注者の必要と認められる修正等を受注者の負担において行うものとする。

(3) 提出期限

令和7年1月31日（金）

8. 検査完了

受注者は、業務が完了（成果品の納入）したときにその旨を発注者に通知し、業務の完了を確認するための検査を受けなければならない。阪南市から観光庁へ事業全体の報告書を提出した後、観光庁から修正依頼があった場合、その対応に協力すること。

9. 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務を阪南市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守させなければならない。

10. 再委託の禁止

受注者は阪南市の承認を得ないで、再委託をしてはならない。

11. 調査等

阪南市は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに協力しなければならない。

12. その他留意事項

- (1) 受注者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務に係る内容は、本仕様書によるもののほか、契約後詳細な打合せにより、阪南市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、阪南市と受託者が協議して定めるものとする。
- (4) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。